

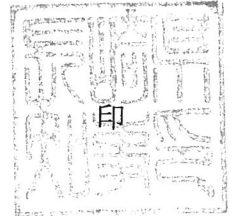
様式第2号（第3条第2項関係）

31住第86号
令和元年 7月 8日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

社会福祉法人 南高愛隣会
理事長 田島 光浩 様

長崎県知事 中村 法道



令和元年5月9日付の申請については、審査の結果、法第40条各号に定める基準に適合すると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

記

- 1 指 定 番 号：長居－02
- 2 法 人 の 名 称：社会福祉法人 南高愛隣会
- 3 法 人 の 住 所：長崎県諫早市福田町357番地15
- 4 事務所の所在地：長崎県諫早市福田町357番地15
- 5 業 務：身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、
高齢者に対する
 - ・相談窓口の設置や不動産店への同行など民間賃貸住宅への円滑な入居支援
 - ・定期的な見守りや緊急時対応、生活相談などの生活支援
- 6 業務の開始年月日：令和元年10月1日
- 7 業務を行う区域：諫早市、雲仙市、島原市、大村市
- 8 業務の対象とする要配慮者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、高齢者
- 9 市町からの推薦の有無：無
(「有」の場合は市町からの推薦書の写しを添付)